社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証

---韓国の日系企業の場合----

御 船 洋

The Verification of the Effect of Reducing the Burden of Social Insurance Premiums by the Conclusion of the Social Security Agreement: The Case of Japanese Companies in Korea

Hiroshi MIFUNE

Employees dispatched abroad must join the social insurance systems in both their home and partner countries, which raises the problem of double burden of social insurance premiums. It is the social security agreement that is concluded between the two countries to avoid this problem. With the social security agreement, companies do not have to join the social security system of the other country, eliminating the double burden of social insurance premiums.

This article estimates how much the social insurance premium of Japanese companies has been reduced by the social security agreement between Japan and Korea (signed in 2004 and effective in 2005).

Korea's public pension system currently consists of five systems, but its history is relatively short. The civil servant pension system, which is the first public pension system in Korea, was created in 1960, and the national pension system for employees of private companies (including the self-employed and the unemployed) was created in 1988.

The estimation result is as follows. With the conclusion of the Japan-Korea Social Security Agreement, the amount of social insurance premiums that Japanese companies in Korea could reduce in 2016 was approximately 1.46 billion yen.

Key Words:韓国の日系企業、社会保険料の二重負担、社会保障協定、公的年金保険

はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計」(外務省領事局政策課)によれば、外務省が海外の日系企業数(拠点数¹⁾)の統計を取り始めた 2005

^{1) 「}拠点数」とは、事業所の数を表す。たとえば同一企業が同じ国の3都市に支店を持つ場合、

年に約3.5万(拠点) だったものが,2018年には約7.8万(拠点)へと,2.2倍になっている。それに伴って海外在留邦人数も増加し,2005年に約101万人だったものが,2018年には約139万人へと、30%以上増加している。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の1つが 社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の2つの問題 が生じる。

① 二重加入. 二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

② 年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間(公的年金が受給できるための加入期間)を 設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加 入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つま り、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この2つの問題を回避するために2国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement)である。社会保障協定が結ばれると、海外派遣従業員の相手国滞在期間が原則5年以内であれば、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から(老齢)年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる²⁾。

日本は、現在(2021年9月現在)、23か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハン

拠点数は3とカウントされる。したがって、通常、企業数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「○社」と数えて表記することとする。

²⁾ これらの問題についてのより詳しい説明は、御船 (2010) (2018a) を参照せよ。

ガリー, インド, ルクセンブルク, フィリピン, スロバキア, 中国の 20 か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア, スウェーデン, フィンランドの 3 か国である3 。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、韓国(2004年2月17日署名、2005年4月1日発効⁴)を取り上げ、韓国に進出している日系企業が日・韓社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

以上の点を踏まえつつ議論は次の順序で行う。まず I 節で、韓国における日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次に II 節で、それを踏まえて韓国の日系企業で働いている派遣従業員数を、産業別・業種別・年代別・男女別に推計する。 II 節で、韓国の公的年金制度についてその概要を説明する。そして IV 節において、 II 節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることによって、派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、韓国の年金保険料率を用いて年金保険料の金額を求め、それらを集計して最終的に韓国における日系企業の派遣従業員全体に対する年金保険料の合計額(=社会保障協定締結による負担軽減額)を推計する。

なお、本研究の先行研究といえるものは、筆者自身の研究⁵を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を4回出しているが⁶しそのうち

^{3) 23} か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである(2019 年 9 月 23 日署名)。 署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算の措置は発動しない。署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定(2017 年 1 月 30 日署名)が 2019 年 7 月 1 日に、中国との社会保障協定(2018 年 5 月 9 日署名)が 2019 年 9 月 1 日に、それぞれ発効した。なお、23 か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の 4 か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の 19 か国との社会保障協定には両方が含まれている。

⁴⁾ 日本と韓国との社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」であるが、以下では「日・韓社会保障協定」と略称する。

⁵⁾ 御船 (2010) (2018a) (2018b) (2019a) (2019b) (2019c) (2019d) (2020a) (2020b) (2020c) (2020d) (2021a) (2021b) (2021c) (2021d) (2021e) を参照されたい。

^{6) 「}社会保障協定の早期締結を求める」(2002年9月17日),「社会保障協定の一層の締結促進を求める」(2006年10月17日),「社会保障協定に関する要望」(2011年6月14日),「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」(2018年6月19日)の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておくと、日本経済団体連合会は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会

2006年10月に発表された意見書「社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN、EU、中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国(イタリア、チェコ、ブラジル、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、フィリピン、オーストリア、メキシコ、ポーランド、ギリシャ、アルゼンチン、ベネズエラ)で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011 年 6 月の意見書において、社会保障協定発効済の 12 か国(当時は 12 か国だった)における社会保険料の負担軽減効果は合計で約 770 億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の 1 つである 7 。

I 韓国に進出している日系企業の実態

1. 韓国の在留邦人数

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」(以下「外務省データ」という)によれば、2016年10月1日現在における韓国の在留邦人数は38,045人であり、その内訳は表1のとおりである。2016年の韓国の在留邦人数は前年(2015年)より15人減少している。

ここで「在留邦人」とは、海外(本稿の場合には韓国)に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもりの邦人を指す。一方「永住者」とは、(原則として)当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに 2005 年に公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため(注 3)を参照)、日系企業の派遣従業員の派遣期間が 5 年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

⁷⁾ 実は、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額については、協定締結案が国会で審議される際に政府の試算結果が示されている。また、多くの場合、その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは(試算時期の違い等もあって)日本経済団体連合会等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケースが多い。

(1) 在留タイプ別

(単位:人)

在留タイプ	総数(a) (=b+c) (=a ₁ +a ₂)	男性(a ₁) (=b ₁ +c ₁)	女性(a ₂) (=b ₂ +c ₂)	本人(b) (=b ₁ +b ₂)	男性(b1)	女性(b ₂)	同居家族 (c) (=c ₁ +c ₂)	男性(c1)	女性(c2)
永住者	10,261	3,206	7,055	4,629	353	4,276	5,632	2,853	2,779
長期滞在者	27,784	11,432	16,352	14,375	5,100	9,275	13,409	6,332	7,077
民間企業関係者	5,618	3,857	1,761	3,473	3,166	307	2,145	691	1,454
報道関係者	96	49	47	41	34	7	55	15	40
自由業関係者	693	394	299	392	248	144	301	146	155
留学生・研究者・教師	3,564	1,035	2,529	2,893	738	2,155	671	297	374
政府関係職員	268	148	120	127	101	26	141	47	94
その他	17,545	5,949	11,596	7,449	813	6,636	10,096	5,136	4,960
在留邦人全体	38,045	14,638	23,047	19,004	5,453	13,551	19,041	9,185	9,856

(2) 年代別

(単位:人)

年代	総数	男性	女性
60 歳以上	1,365	873	492
50 歳代	4,754	1,318	3,436
40 歳代	6,454	1,587	4,867
30 歳代	4,624	1,108	3,516
20 歳代	4,170	1,382	2,788
20 歳未満	16,678	8,370	8,308
在留邦人全体	38,045	14,638	23,407

出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。

韓国の在留邦人数 38,045 人のうち、永住者数は 10,261 人 (27.0%) で前年より 1,328 人 増加し (増加率 14.9%)、長期滞在者数は 27,784 人 (73.0%) で前年より 1,343 人減少している (減少率 4.6%)。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す(住民票でいう「世帯主」に相当する)。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されている者」を指す。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

- (ア) 商社,銀行,証券,保険,製造業,運輸(船舶,航空),土木,建設,広告,宣 伝,水産,鉱業,林業,旅行斡旋,倉庫,不動産,その他の営利企業およびその 関連団体の職員(現地採用職員を含む。以下同じ)
- (イ) 経済団体 (NGO, NPO 等を含む) の職員
- (ウ) 外国企業 (本邦における支社や現地法人の有無を問わない) の職員

「報道関係者」とは、以下の者を指す。

- (エ) 新聞、雑誌、放送、通信社など報道機関の特派員
- (オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので、自由業や自営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので、ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに、分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表 1-(1) によれば、長期滞在者に占める民間企業関係者と報道関係者の合計の割合は約 20.6%である。本稿における分析対象は、民間企業関係者(5,618人)と報道関係者(96人)のうちの「本人」であり、その人数は3,514人(民間企業関係者3,473人、報道関係者41人)である。本人の男女別内訳は男性が3,200人、女性が314人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数を見ると (表 1-(2)), 20 歳未満が最も多く (全体の 43.8%), 次いで 40 歳代 (同 17.0%), 50 歳代 (同 12.5%), の順になっていることがわかる。

2. 韓国に進出している日系企業数

次に、表2に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認 しておこう。

まず「日系企業」とは、本邦企業(または日本人)が出資している海外の企業を指す。 日系企業は、大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり、日本国内に登記されている(本社がある)企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所、出張所等」の2つに区分される。一方、現地法人企業とは、本邦企業(または日本人)が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は、さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。

本邦企業が海外に設立した現地法人は、「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業)」の2つを指す。なお、本邦企業が100%出資した現地法人は、「本店」と「支店、駐在員事務所、出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外に渡って興した企業」とは、日本人が、本邦企業とは関係なく、海外に 渡って興した企業を指す。

外務省データによれば、2016年10月現在、韓国に進出している日系企業数(拠点数)は695社である。10年前の2006年10月には517社であったから、この10年間で3割以

上増加していることになる。

その内訳を示したものが表 2 である。表 2-(1) によれば、日系企業の韓国への進出形態では、現地法人企業が多いことがわかる(全体の 90.6%)。一方、表 2-(2) で産業別進出企業数を見ると、「製造業」が圧倒的に多く、製造業に分類される企業数は、進出企業全体の 58.8% を占めている。

表 2 韓国に進出している日系企業数 (2016年) 【外務省データ】

(1)	准出	形態別	企業数

(単位:社,%)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	65	1.4
支店	30	0.7
駐在員事務所, 出張所等	35	0.8
現地法人企業	630	13.7
本店	292	6.4
支店,駐在員事務所,出張所等	68	1.5
合弁企業	260	5.7
日本人が海外で興した企業	10	0.2
合計	695	100.0

(2) 産業別企業数

(単位:社,%)

産業	企業数	割合
農業,林業	1	0.1
鉱業,採石業	1	0.1
建設業	7	1.0
製造業	409	58.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1
情報通信業	7	1.0
運輸業, 郵便業	56	8.1
卸売業, 小売業	99	14.2
金融業, 保険業	15	2,2
不動産業,物品賃貸業	7	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	7	1.0
宿泊業、飲食サービス業	23	3,3
生活関連サービス業、娯楽業	6	0.9
教育, 学習支援業	4	0.6
医療, 福祉	3	0.4
複合サービス事業	1	0.1
サービス業 (他に分類されないもの)	47	6.8
分類不能の産業	1	0.1
合計	695	100.0

出所) 表1と同じ。

ところで、以上で見てきた外務省データの他に、実は、韓国の日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ(以下「東洋経済データ」という)である。2016年10月現在の韓国の日系企業数について、東洋経済データを示したものが表3である。

表2と表3を比較すると、企業数が全く異なっていることに気付く。表2の外務省データは、各国在外公館(本稿の場合は韓国の日本大使館等)が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して、表3の東洋経済デー

表3 韓国に進出している日系企業数(2016年)【東洋経済データ】

(1) 進出形態別企業数

(単位:社,%)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	98	9.6
現地法人企業	927	90.4
合 計	1,025	100.0

(2) 産業別企業数

(単位:社,%)

産業	本 邦 企業数	現地法人 企業数	合計 (a)	派遣従業 員ゼロの 企業数	派遣従業 員のいる 企業数(b)	派遣従業 員のいる 企業の割 合(b/a)
農業,林業		1	1		1	100.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業		1	1		1	100.0
建設業	2	6	8		8	100.0
製造業	46	371	417	66	351	84.2
電気・ガス・熱供給・水道業		2	2		2	100.0
情報通信業	7	54	61	7	54	88.5
運輸業, 郵便業	4	24	28	5	23	82.1
卸売業, 小売業	23	348	371	52	319	86.0
金融業, 保険業	10	16	26	6	20	76.9
不動産業,物品賃貸業	1	6	7		7	100.0
学術研究,専門・技術サービス業	2	18	20	1	19	95.0
宿泊業、飲食サービス業	1	11	12		12	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	1	6	7		7	100.0
サービス業 (他に分類されないもの)	1	63	64	11	53	82.8
合 計	98	927	1,025	148	877	85.6

注1) 「本邦企業」には、支店、駐在員事務所、出張所等を含む。

^{2) 「}現地法人企業」には、本店、支店、駐在員事務所、出張所等、合弁企業、日本人が海外で興した企業を 含む。

出所)『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (国別編)』,『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出 企業総覧 2017 (会社別編)』。

タは、東洋経済新報社が国内の企業 (6,500 社余り) へのアンケート調査で得た情報を集計したものである。東洋経済データと比べると外務省データでは、本邦企業も現地法人企業も3分の2程度しかカバーされていない。そこで、われわれは、東洋経済データの方をデータベースとして採用することとする。

そうすると、韓国に進出している日系企業数は1,025 社ということになるが、われわれが分析対象とするのは韓国に従業員を派遣している日系企業である。すなわち、韓国に進出してはいるが、日本から従業員を現地に送り込んでいない企業は分析の対象外である。1,025 社のうち、派遣従業員がゼロの企業が148 社ある(表3参照)。したがって、分析対象とする日系企業数は877 社となる⁸。

Ⅱ 韓国の日系企業への派遣従業員数の推計

前節において、韓国の派遣従業員総数を確認し、韓国に派遣従業員を送り込んでいる日 系企業の総数を推計した。次に、われわれは、韓国の日系企業でそれぞれ何人の派遣従業 員が働いているかを推計する必要があるが、推計作業の大前提として以下の仮定を置く。

仮定1:民間企業派遣従業員(本人)の派遣期間は全員5年以内である。

すなわち、民間企業派遣従業員(本人)は全員日・韓社会保障協定の適用対象となると 仮定するのである。

次に、民間企業派遣従業員数を年代別に推計するに当たり、次の仮定を置く。

仮定2:民間企業派遣従業員の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を 60 歳と考えると, 60 歳以上の高齢の海外派遣従業員(本人)はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方, 20 歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣社員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定の下、われわれは、20 歳代以上 60 歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員の総数 3,514 人は、

⁸⁾ 表3の「派遣従業員ゼロの企業数」の148社は、東洋経済新報社のアンケートに対して派遣 従業員がゼロである旨を明確に回答した企業の数であり、実は、圧倒的多数の企業は派遣従業 員数を回答しておらず、不明である。したがって、表3の「派遣従業員のいる企業数」の877 社の中に実際は派遣従業員がいない企業が含まれている可能性は極めて高いが、残念ながらそ れを確認する術がない。

全員 20 歳代から 50 歳代の人たちであるとみなすのである。

続いて、民間企業派遣従業員の総数 3,514 人が年代別にどのように分布しているかを男 女別に推計する作業を行うが、ここでも次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定3:民間企業派遣従業員(男女別)の年代別分布は,在留邦人(男女別)の(20歳代から50歳代までの)分布と同一である。

表 1-(2) より, 男性の在留邦人の 20 歳代から 50 歳代までの人数の合計は 5,395 人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると, それぞれ, 20 歳代が 25.6%, 30 歳代が 20.5%, 40 歳代が 29.4%, 50 歳代が 24.4%となる (四捨五入の関係で合計が 100%にならない)。この割合を男性の民間企業派遣従業員の人数である 3,200 人に当てはめて計算すると, 男性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は, 20 歳代が 820 人, 30 歳代が 657 人, 40 歳代が 941 人, 50 歳代が 782 人となる。

同様に表 1-(2) より,女性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は14,607人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると,それぞれ,20歳代が19.1%,30歳代が24.1%,40歳代が33.3%,50歳代が23.5%となる。この割合を女性の民間企業派遣従業員の人数である314人に当てはめて計算すると,女性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は,20歳代が60人,30歳代が75人,40歳代が105人,50歳代が74人となる。

先の表2および表3の産業別分類は「日本標準産業分類」における「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業を「業種」と呼び、業種ごとの派遣従業員数の推計を行いたい。ところが、われわれが利用している東洋経済データの業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。そこで、東洋経済データに依拠する関係上、ここでは、東洋経済データにおいて分類されている業種に基づいて企業数や派遣従業員数を推計することにする。その際、次の仮定を置く。

仮定 4: 産業別 (業種別) 企業数の分布と, 産業別 (業種別) 派遣従業員数の分布は同じ である。

東洋経済データによれば、2016年に韓国に進出している日系企業877社は、14産業、63業種にわたっている。韓国進出企業全体の年代別・男女別派遣従業員数は、前述のように、仮定2および仮定3の下で推計できている。その人数を今度は各業種に属する企業

表 4 韓国の日系企業の産業別・業種別・年代別・男女別派遣従業員数 (2016年)

(単位:社,人)

			20	歳代	30 f	 裁代	40 肩	杂 件	50 肩	至什			
産 業	業種	企業数	男性		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性計	女性計	合計
農業、林業	農林水産	1	1	J ()	1		1	7112	1	7,123	4		4
鉱業,採石業,砂利採取業	鉱業	1	1		1	-	1		1		4	_	4
建設業	建設	8	7	1	6	1	9	1	7	1	29	4	33
	食料品	7	6	1	5	1	8	1	6	1	25	4	29
	繊維・衣服	9	8	1	7	1	10	1	8	1	33	4	37
	化学	84	79	6	63	7	90	10	75	7	307	30	337
	医薬品	7	7	1	5		8	1	6	1	26	4	30
	ゴム製品	6	6		5	1	6	1	5	1	22	3	25
	ガラス・土石	13	12	1	10	1	14	2	12	1	48	5	53
製造業	鉄鋼	6	6		4	1	6	1	5	1	21	3	24
	非鉄金属	9	8	1	7	1	10	1	8	1	33	4	37
	金属製品	12	11	1	9	1	13	1	11	1	44	4	48
	機械	71	66	5	53		76	9	63	6	258	26	284
	電気機器	61	57	4	46	I	66	7	54	5	223	21	244
	輸送機器	37	35	3	28 12	1	40 17	4 2	33	3	136	13	149 63
	精密機器 他製造業	16 13	15 12	1	10	1	14	2	14 12	1	58 48	5 5	53
	電力・ガス(熱供給)	13	12	1	10	1	1		12	1	40	_	4
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス(電力)	1	1		1		1		1		4		4
	通信・放送	10	9	1	7	1	11	1	9	1	36	4	40
情報通信業	映像・音楽	2	2		1		2		2		7		7
	情報・システム・ソフト	42	39	3	31	4	45	5	37	4	152	16	168
	貨物輸送	5	5		4	1	5	1	5	1	19	3	22
100 未入湖。 五 日 1元 湖。	海運	4	4		3		4		4		15		15
運輸業,郵便業	航空	1	1		1		1		1		4		4
	倉庫・物流関連	13	12	1	10	1	14	1	12	1	48	4	52
	総合卸売	15	14	1	11	1	16	2	13	1	54	5	59
	繊維・衣服卸売	7	6	1	5		8	1	6	1	25	4	29
	食料品卸売	2	2		2	1	2		2		8		8
	化学卸売	41	38	3	31	1	44	5	37	4	150	16	166
	医薬品卸売	6	6	1	5		6	1	5	1	22	4	26
	ガラス・土石卸売	7	6		5	1	8	1	6	1	25	3	28
	鉄鋼・金属卸売	15 51	14 48	1 3	11 38	1 4	16 55	2 6	13 45	1 4	54	5 17	59 203
卸売業, 小売業	機械卸売 電気機器卸売	102	95	7	76	I	110	12	91	9	186 372	37	409
	輸送用機器卸売	102	13	1	10	1	15	2	12	1	50	5	55
	精密機器卸売	19	18	1	14	1	20	2	17	2	69	7	76
	他卸売	26	24	2	19	1	28	3	23	2	94	9	103
	スーパー	2	2		2		2		2		8		8
	専門店(衣料品)	3	3		2		3		3		11		11
	専門店(その他)	2	2		1		2		2		7		7
	他小売	7	6		5	1	8	1	6	1	25	3	28
	銀行	7	7	1	5	1	8	1	6	1	26	4	30
	証券	1	1		1		1		1		4		4
	投信·投資顧問	2	2		1		2		2		7		7
金融業, 保険業	貸金・信販・カード	1	1		1		1		1		4	1	4
	投資業等	4	4		3	1	4	1	4		15	1	16
	他金融	1	1		1	1	1		1		4		4
	生命保険	1 3	1		1 2		1		1		4		4
	損害保険	5	3 5		4	_	3 5	1	3		11	1	11 19
不動産業,物品賃貸業	不動産	2	2		2	1	2	1	2		8		8
W. charge day and a second as a second as	コンサルティング	7	6		5	_	8	1	6	1	25	4	29
学術研究、専門・技術サービ	広告	5	5		4		5	1	5		19		21
ス業	統括会社	7	6		5		8	1	6	1	25		29

	ı												
宿泊業、飲食サービス業	ホテル	2	2		1		2		2		7		7
伯石未、以及リーと入未	飲食·外食	10	9	1	7	1	11	1	9	1	36	4	40
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	5	5		4		5	1	4		18	1	19
生石関連リーと入来、娯楽来	レジャー・娯楽	2	2		2		2		2		8		8
	人材派遣·業務請負	5	5		4		5	1	4		18	1	19
サービス業	建物管理・警備	3	3		2		3		3		11		11
(他に分類されないもの)	機械等修理	5	5		4		5	1	4		18	1	19
	他サービス	40	37	3	30	3	43	5	36	3	146	14	160
合 割	-	877	820	60	657	75	941	105	782	74	3,200	314	3,514

注)「業種」の分類表記は東洋経済データにおける分類表記である。以下の表 5, 6 についても同様。 出所) 表 3 と同じ。

数の割合で按分して業種ごとの派遣従業員数を求めるのである⁹。これらの推計結果をま とめたものが表 4 である。

以上で、韓国進出日系企業の業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の派遣従業員の賃金を推計することであるが、その前に、次節で韓国の公的年金制度について概観しておこう。

Ⅲ 韓国の公的年金制度の概要

本節では、韓国の公的年金制度の概要を説明する100。

韓国の公的年金制度の歴史は比較的浅い。韓国で公的年金制度がスタートしたのは 1960年、国家公務員・地方公務員を対象とする「公務員年金」の創設からであった。その後、1963年に公務員年金から分離して「軍人年金」が設けられ、1975年には私立学校の教員を対象とする「私立学校教員年金」が設けられた(その後、私立学校職員も対象に加えられたので、現在では「私立学校教職員年金」と呼ばれている)。以上に加え、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」も設けられている。これらは「特殊職域年金」と呼ばれている。

民間企業の従業員や自営業者等を対象とする公的年金制度は、1988年に「国民年金」として導入された。国民年金の対象者は、当初、保険料の負担能力が相対的に高いとみなされた、従業員 10 人以上の民間事業所に適用されたが、1992年には従業員 5 人以上の民

⁹⁾ 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の全従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

¹⁰⁾ 以下の説明は、小島 (2017)、藤森 (2016)、Social Security Administration (2016)、厚生労働省「2016年海外情勢報告」等に多くを負っている。なお、ここで紹介する制度の内容は、本稿が分析対象とする時期 (2016年) に実施されていたものであり、その後変更された項目や個所があるが、本稿の議論には関係しないのでその点には言及しない。

間事業所に適用範囲が拡大され、1995年には農漁村地域の住民と自営業者が対象者に加わった。そして1999年には、適用範囲は、都市地域の住民、自営業者、零細事業従業員、臨時職・日雇職勤労者にまで拡大された。さらには2003年に従業員5人未満の民間事業所に適用範囲が拡大された。

以上,韓国の公的年金制度は「国民年金」「公務員年金」「軍人年金」「私立学校教職員年金」「別定郵便局職員年金」の5つの制度で構成されていることを述べたが、このうち、韓国に進出している日系企業および派遣従業員に関係するのは「国民年金」である。そこで以下では国民年金制度の仕組みを中心に説明しよう。

国民年金の被保険者は次の3種類に分けられる。① 18~60歳未満の被用者は「事業所加入者」として国民年金制度への加入が義務付けられる。② 18~60歳未満の自営業者および27歳以上の無業者は「地域加入者」として同じく加入が義務付けられる。③ 専業主婦(所得のない配偶者),26歳以下の無業者(学生、兵役に就いている者等)、生活保護受給者等は国民年金制度に任意加入できる¹¹。

国民年金の保険料率(2016年)は、上記3種類の被保険者すべてに9%が課せられる。 ただし、事業所加入者の保険料は労使折半であり(すなわち、被用者4.5%)使用者4.5%)、地域加入者と任意加入者は9%全額自己負担である。

国民年金の事業所加入者の場合、保険料は被用者の標準報酬(賃金)に保険料率(9%)を掛けて算出するが、計算ベースとなる標準報酬には下限と上限がある。すなわち、下限は月額 28 万ウォン(約 2 万 6,200 円¹²⁾)、上限は月額 434 万ウォン(約 40 万 6,700 円)である。すなわち、所得が月額 28 万ウォン未満の被用者は保険料負担を免除される。一方、所得が月額 434 万ウォン以上の被用者の保険料は、所得がどれだけ多くても保険料は所得が月額 434 万ウォンの者と同額である。

2016年現在の支給開始年齢は61歳である。支給開始年齢は2013年以降5年ごとに1歳ずつ引き上げられ、最終的に2033年に65歳になる予定である。国民年金を受け取るための保険料の最低拠出期間は10年である。60歳以上で加入期間が10年に満たない者は任意継続加入者として被保険者期間を延長し、保険料を払い続けることができる。なお、この任意継続加入者の保険料率も9%で、全額自己負担である。

¹¹⁾ 韓国の国民年金制度には日本の「第3号被保険者制度」(無所得の専業主婦は保険料負担を免除されるが、年金の支給は受けられるという制度)のような制度はない。国民年金の事業所加入者の専業主婦の妻だけでなく、公務員や軍人等の専業主婦の妻も、任意加入で国民年金に加入しないと老後に年金を受給できない。

^{12) 1} ウォン=0.0937 円 (IMF による 2016 年平均為替レート) で計算している。

国民年金の老齢年金給付額は、次の算定式で計算される「基本年金額」がベースとなる。

基本年金額(年額)

- = (2.4Y+1.8Z) × (1+0.05n / 12) × (P_1 / P) (← 1998 年以前:所得代替率 70%)
- +1.8 (Y+Z) × (1+0.05n / 12) × (P_2 / P) (← 1999 ~ 2007 年: 同 60%)
- +1.5 (Y+Z) × (1+0.05n / 12) × (P_3 / P) (← 2008 年: 同 50%)
- $+1.485 (Y+Z) \times (1+0.05n / 12) \times (P_4 / P)$ (← 2009 年:同 49.5%)

+1.2 (Y+Z) × (1+0.05n / 12) × (P_{23} / P) (← 2028 年: 同 40%)

上記算定式中の記号の意味は次のとおりである。

Y: すべての被保険者の平均月額所得(年金支給開始直前の3年間)

Z: 当該被保険者本人の基本月額所得(標準報酬月額)平均値(全保険加入期間)

n:被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数

P: 被保険者本人の全保険加入月数

P₁:1998 年以前の保険加入月数

₽₂: 1999 ~ 2007 年の保険加入月数

P₃: 2008 年の保険加入月数

₽₄: 2009 年の保険加入月数

P₂₃: 2028 年の保険加入月数

なお、上記算定式中、YおよびZに掛けられる乗率は、2008年の 1.5 から毎年 0.015 ずつ減少し、2028年には 1.2 となる予定である。

この算定式からわかるように、韓国政府は、保険料を据え置いたまま、所得代替率(高齢者の年金給付額の現役世代の平均所得額に対する割合)を徐々に引き下げていく方針だ。具体的には、2007年に国民年金法を改正し、2008年に所得代替率をそれまでの60%から50%に引き下げた。そしてそれ以降も毎年0.5%ずつ所得代替率を引き下げて最終的に2028年に40%になるまで続けることを決めた。

国民年金制度に20年以上加入して61歳になった者は、基本年金額が満額受給できる(この年金を「完全老齢年金」と呼ぶ)。加入期間が20年未満10年以上の者の場合には、加入期間に応じて完全老齢年金額の50%から95%の範囲で年金支給額が減額される。一方、加入期間が20年を超える場合には、超過年数が1年ごとに完全老齢年金額の5%が加算され、40年加入だと平均所得の46%が受給できる。

この基本受給額に加えて、一定の要件を満たす者には、家族手当的性格を持つ「加給年金額」が支給される。また、基礎年金額も加給年金額も物価スライドが行われている。

ところで、上記算定式において、当該被保険者本人の基本月額所得(標準報酬月額)) 平均値(全保険加入期間)(Z)に加えて、すべての被保険者の平均月額所得(年金支給 開始直前の3年間)(Y)が使われていることに注意すべきである。被保険者本人の所得 の多寡に関係なく被保険者全員に一律に適用される平均所得がYである。Yを加味するこ とによって平均所得よりも所得の多い者の年金支給額を抑え、平均所得よりも所得の少な い者の年金支給額を引き上げる効果が期待できる。すなわち、年金支給の中に所得再分配 機能が組み込まれているのである。

また、低所得や無年金の高齢者を救済するために、「基礎老齢年金制度」が 2008 年から 実施された。これは、税を財源とし、一定の所得水準以下の高齢者に無拠出の給付を行う 公的扶助制度である。同制度は2014年に給付水準を引き上げて「基礎年金制度」に改正 された。

国民年金制度は原則として保険料収入だけで運営される。ただし、保険料の徴収や給付 に関する事務等に係る費用の一部と農漁業者の保険料の一部は国庫が負担している。

国民年金の財政方式は修正積立方式である。前述したように、本制度が始動したのが 1988年であるから、完全老齢年金の支給開始は20年後の2008年である。2016年の現在 まで年数がさほど経過していない。韓国の年金制度は未成熟なのである。したがって、保 険料収入と年金支給額を比べると、しばらくは保険料収入の方が多く、その分積立額が増 加していくことが予想される。

2015年の国民年金制度への加入者数は約2,157万人,老齢年金受給者数は約315万人 であり、同年の年金平均受給額は月額約31万ウォン(約2万9,000円)であった。

韓国における日系企業の年金保険料負担軽減額の推計

1. 業種別・年代別・男女別の賃金の推計

業種別・年代別・男女別の賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金セ ンサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別(5歳刻み)、男女 別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されてい る。われわれは、こうしたデータを利用して、業種別・年代別・男女別の賃金を推計した が、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み(20歳代~50歳代)であ る。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5歳刻みである。したがっ て、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つ の賃金をそれぞれの労働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値と した。

(単位:千円)

表5 韓国に進出している日系企業の業種別・年代別・男女別賃金(2016年)

料	非常	お作べた(2年) 展び年分 展び 年 年 年 二	企業規	企業規模別企業数	業数	20 歳代	菱代	30 歳代	#	40 歳代	#	50 歳代	42
		口や伝年生未刀扱の中刀扱におりる未埋	A	В	С	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
農業,林業	農林水産	その他の小売業		1		3,203	2,768	4,236	3,334	5,048	3,450	5,712	3,473
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	窯業· 土石製品製造業			-	3,314	2,671	4,033	3,087	4,522	3,081	4,720	3,254
建設業	建設	総合工事業	9	2		5,211	3,894	7,641	5,136	9,072	5,299	699'6	5,634
	食料品	食料品製造業	3	3	1	3,507	2,956	4,511	3,112	5,264	3,037	5,056	2,741
	繊維・衣服	繊維工業	2	3	П	3,690	2,750	4,946	3,307	6,196	3,662	6,975	3,641
	化学	化学工業	46	31	7	4,348	4,572	6,160	4,966	7,837	6,311	9,172	6,115
	医薬品	化学工業	2	2		4,494	4,891	6,414	5,247	8,238	6,879	908'6	6,736
	ゴム製品	ゴム製品製造業	2	-		4,338	3,658	5,631	3,856	6,713	4,209	7,372	4,249
	ガラス・土石	窯業· 土石製品製造業	10	2	П	4,156	3,516	5,712	4,020	7,350	4,257	8,580	4,503
世 株	鉄鋼	鉄鋼業	က	2	П	4,127	3,593	5,592	4,189	806'9	4,297	7,378	4,345
※ 三米	非鉄金属	非鉄金属製造業	2	က	П	4,140	3,268	5,257	3,818	6,618	4,150	7,310	3,993
	金属製品	金属製品製造業	4	2	က	3,924	3,039	4,973	3,447	6,055	3,664	6,467	3,677
	機械	はん用機械器具製造業	39	27	2	4,209	3,453	5,806	4,065	7,248	4,503	7,959	4,633
	電気機器	電気機械器具製造業	35	20	9	4,168	3,478	5,592	3,864	7,137	4,104	7,988	4,434
	輸送機器	輸送用機械器具製造業	19	17	П	4,212	3,566	5,668	4,119	6,928	4,683	7,576	4,894
	精密機器	業務用機械器具製造業	4	Ξ	-	3,826	3,216	5,206	3,510	6,444	4,371	7,392	3,870
	他製造業	その他の製造業	9	7		4,126	3,792	5,678	3,914	7,057	4,624	7,845	4,291
明 一	電力・ガス(熱供給)	熱供給業	1			6,865	5,885	12,011	7,473	14,805	7,780	16,086	9,045
BX・2人・※洗売・分店米	電力・ガス (電力)	電気業	1			4,590	3,883	6,296	4,338	8,253	4,657	9,335	5,400
	通信·放送	放送業	2	3	2	5,025		7,156	5,350	10,192	8,388	12,746	9,556
情報通信業	映像・音楽	映像・音声・文字情報制作業		2		3,789	3,548	5,914	4,726	8,060	6,041	9,383	7,138
	情報・システム・ソフト	情報サービス業	10	56	9	4,072	3,791	5,888	4,775	7,093	5,463	8,158	5,539
	貨物輸送	道路貨物運送業	3	2		3,924	2,941	4,709	2,963	5,087	3,191	5,178	3,344
海岭光 和信券	東東	水運業	2	-	1	4,399	4,048	5,833	4,443	7,146	5,638	8,009	5,421
	航空	航空運輸業	1			4,870	3,484	9,500	5,046	16,124	8,060	14,947	9,103
	倉庫・物流関連	倉庫業	2	7	-	3,561	3,031	4,196	2,909	4,994	3,077	5,270	2,781
	総合卸売	各種商品卸売業	10	5		5,823	5,058	9,753	6,302	12,179	6,623	13,229	7,634
	繊維・衣服卸売	繊維・衣服等卸売業	1	9		3,869	3,214	5,174	3,618	6,182	3,891	6,922	3,665
	食料品卸売	飲食料品卸売業	-		-	3,630	3,405	4,820	3,862	5,934	4,069	6,641	4,189
	化学卸売	建築材料, 鉱物,金属材料等卸売業	22	18	П	4,214	3,519	6,234	4,416	7,814	4,907	8,985	5,475
	医薬品卸売	その他の卸売業	2		П	4,349	3,930	6,580	4,775	8,530	5,370	9,365	5,822
	ガラス・土石卸売	建築材料, 鉱物,金属材料等卸売業	က	4		4,181	3,514	6,112	4,440	7,680	4,858	8,931	5,408
	鉄鋼·金属卸売	建築材料, 鉱物,金属材料等卸売業	9	6		4,169	3,510	6,073	4,440	7,635	4,841	8,899	5,384
拉斯	機械卸売	機械器具卸売業	28	21	2	4,355	3,718	6,144	4,501	7,922	5,340	9,222	6,166
叫5亿米, 475亿米	電気機器卸売	機械器具卸売業	22	43	4	4,348	3,715	6,137	4,495	7,903	5,333	9,197	6,146

機械器具卸売業 機構器且卸売業
その他の小売業
銀行業
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
金融商品取引業,
金融商品取引業
金融商品取引業,
金融商品取引業,
保険業
保険業
不動産取引業
物品賃貸業
専門サービス業
広告業
専門サービス業
宿泊業
飲食店
その他の生活関連サービス業
娯楽業
職業紹介・労働者派遣業
その他の事業サービス業
機械等修理業
その他のサービス業

注 1) 企業規模の分類は次のとおり。A:従業員 1000 人以上。B:従業員 100~999 人。C:従業員 10~99 人。

林業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「農林水産」に分類されている企業名は「サカタのタネ」 であるが、当該企業の事業内容に鑑み、ここでは「その他の小売業」の賃金を用いた。 2) 『賃金センサス』には「農業,

3) 同様に『賃金センサス』には「鉱業、採石業、砂利採取業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「鉱業、採石業、砂利採取業」に 分類されている企業名は「ヤバシインターナショナル」であるが,当散企業の事業内容に鑑み,ここでは「窯業・土石製品製造業」の賃金を用いた。 4) 「電力・ガス」の現地法人2社の業種は、日本標準産業分類の中分類においては、それぞれ「熱供給業」と「電気業」に該当する。しかし、出資元の日本企 出所)「賃金センサス(平成 28 年賃金構造基本統計調査)』第2巻,「週刊東洋経済・臨時増刊・海外進出企業総覧・2017(国別編)」,「週刊東洋経済・臨時増刊 業名が「丸紅」と「東芝」であることに鑑み, 前者の賃金は「各種商品卸売業」の賃金を用い, 後者の賃金は「電気機器製造業」の賃金を用いることにした。 海外進出企業総覧 2017 (会社別編)』。

- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間 賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別(高校卒,高専・短大卒,大学・大学院卒)に賃金が記載されているが,外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで,便宜上,男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では、企業規模が3種類に分けられている(従業員1,000人以上、100~999人、10~99人)。韓国に進出している日系企業の規模はまちまちである。そこで、われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金(男女別、年代別)を調べ、それを計算のベースとした。なお、同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には、企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め、それを計算のベースとした¹³⁾。
- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には、同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用することでデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表5である。Ⅱ節でも述べたように、東洋経済データにおける業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。業種別派遣従業員数は東洋経済データの業種の分け方に応じて推計した。一方、『賃金センサス』における業種は日本標準産業分類の中分類が採用されている。そこで、表5では、業種の欄を2つ設け、東洋経済データの業種と日本標準産業分類の中分類がどのように対応するかを示してある。

2. 公的年金保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ、本節では、韓国における日系企業の公的年金保険料負担額(すなわち日・韓社会保障協定による公的年金保険料負担軽減額)を推計しよう。

韓国における日系企業の派遣従業員と企業が負担すべきであった公的年金保険料(国民年金保険料)は、上記表4にまとめた業種別・年代別・男女別の派遣従業員数と、表5にまとめた業種別・年代別・男女別の賃金額を突き合わせ、それらに国民年金保険料率(9.0%)を適用することによって推計できる。

¹³⁾ たとえば、ある業種で日系企業が 10 社あり、そのうち 7 社が従業員 1,000 人以上(A グループ)の企業、2 社が従業員 $100\sim999$ 人(B グループ)の企業、1 社が従業員 $10\sim99$ 人(C グループ)だとする。いま、20 歳代男性の平均賃金が A グループの企業では W_A 、B グループの企業では W_B 、C グループの企業では W_C とすると、この業種の平均賃金を(W_A × $7+W_B$ × $2+W_C$ ×1) /10 で求めるのである。

表 6 韓国の日系企業の社会保険料負担軽減額 (2016年)

(単位:千円,%)

				ŀ		-		ľ				-	.		
報	**	日本標準産業分類の	20 歳代	₩	30 歳代	¥	40 歳代	Æ	50 歳代	£	田が雪	14.44	#	4	
		中分類における業種	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	E H K	<u>H</u>	<u> </u>		
農業, 林業	農林水産	その他の小売業	288		381		439		439		1,547		1,547	0.1	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業	窯業·土石製品製造業	298		363		407		425		1,493		1,493	0.1	
建設業	建設	総合工事業	3,075	320	2,636	439	3,954	439	3,075	439	12,740	1,667	14,407	1.0	
	食料品	食料品製造業	1,894	566	2,030	280	3,514	273	2,636	247	10,074	1,066	11,140		
	繊維·衣服	繊維工業	2,657	247	3,075	298	4,393	330	3,514	328	13,639	1,203	14,842		
	化学	化学工業	30,912	2,469	27,675	3,075	39,536	4,393	32,947	3,075	131,070	13,012	144,082		
	医薬品	化学工業	2,831	439	2,196	439	3,514	439	2,636	439	11,177	1,756	12,933		
	ゴム製品	ゴム製品製造業	2,342		2,196	347	2,636	379	2,196	382	9,370	1,108	10,478		1
	ガラス・土石	窯業·土石製品製造業	4,489	316	4,393	362	6,150	992	5,271	405	20,303	1,849	22,152		生女
割法款	鉄鋼	鉄鋼業	2,229		1,757	377	2,636	387	2,196	391	8,818	1,155	9,973	908	分
米百米	非鉄金属	非鉄金属製造業	2,981	294	3,075	344	4,393	373	3,514	329	13,963	1,370	15,333	40.0	河草
	金属製品	金属製品製造業	3,885	274	3,954	310	5,711	330	4,832	331	18,382	1,245	19,627		協
	機械	はん用機械器具製造業	25,000	1,554	23,282	2,195	33,386	3,648	27,675	2,502	109,343	668'6	119,242		定
	電気機器	電気機械器具製造業	21,380	1,252	20,207	1,739	28,993	2,586	23,722	1,995	94,302	7,572	101,874		常
	輸送機器	輸送用機械器具製造業	13,268	963	12,300	1,112	17,572	1,686	14,497	1,318	57,637	5,079	62,716		音に
	精密機器	業務用機械器具製造業	5,165	588	5,271	316	7,468	787	6,150	348	24,054	1,740	25,794		
	他製造業	その他の製造業	4,456	341	4,393	352	6,150	832	5,271	386	20,270	1,911	22,181		6
作成子・公主 東・ユギ・瓜明	電力・ガス(熱供給)	熱供給業	439		439		439		439		1,756		1,756	0	社
电ス・ルク・熱ਲ船・小垣来	電力・ガス (電力)	電気業	413		439		439		439		1,730		1,730	7.0	会1
	通信・放送	放送業	3,954	418	3,075	439	4,832	439	3,954	439	15,815	1,735	17,550		米的
情報通信業	映像・音楽	映像・音声・文字情報制作業	682		439		879		879		2,879		2,879	6.2	戶和
	情報・システム・ソフト	情報サービス業	14,294	1,024	13,618	1,719	19,768	2,196	16,254	1,757	63,934	969'9	70,630		ŀ貝
	貨物輸送	道路貨物運送業	1,766		1,695	267	2,196	287	2,196	301	7,853	855	8,708		担
海 数 鱼鱼	戸東	水運業	1,584		1,318		1,757		1,757		6,416		6,416	6	軽
用割米, 毕 20米	航空	航空運輸業	438		439		439		439		1,755		1,755		咸 多
	倉庫・物流関連	倉庫業	3,846	273	3,776	262	6,150	277	5,271	250	19,043	1,062	20,105		功另
	総合卸売	各種商品卸売業	6,150	439	4,832	439	7,029	628	5,711	439	23,722	2,196	25,918		きの
	繊維·衣服卸売	繊維·衣服等卸売業	2,089	588	2,196	326	3,514	320	2,636	330	10,435	1,295	11,730) 検
	食料品卸売	飲食料品卸売業	653		898		879		879		3,279		3,279		訨
	化学卸売	建築材料, 鉱物·金属材料等卸売業	14,413	920	13,618	1,590	19,329	2,196	16,254	1,757	63,614	6,493	70,107		(有
	医薬品卸売	その他の卸売業	2,349	354	2,196	430	2,636	439	2,196	439	9,377	1,662	11,039		印形
	ガラス・土石卸売		2,257		2,196	400	3,514	437	2,636	439	10,603	1,276	11,879		1)
	鉄鋼·金属卸売	建築材料, 鉱物·金属材料等卸売業	5,253	316	4,832	400	7,029	871	5,711	439	22,825	2,026	24,851		1
卸売業, 小売業	機械卸売	機械器具卸売業	18,815	1,004	16,693	1,620	24,161	2,636	19,768	1,757	79,437	7,017	86,454	36.8	13

	23	0.8	1.1	5.4
174,061 23,596 32,686 41,260 3,004 4,358 2,706 10,700	12,654 1,685 3,026 1,714 6,857 1,756 1,756 4,833	8,226 3,319 12,456 9,223 7,661	2,655 14,096 7,708 3,068	6,236 4,425 7,957 59,546 1,459,828
15,206 2,075 2,932 3,631	1,643	439 1,677 878 1,719	1,065	392 4,066 121,698
158,855 21,521 29,754 37,629 3,004 4,358 2,706 9,773	11,011 1,685 3,026 1,714 6,418 1,756 1,756 4,833	7,787 3,319 10,779 8,345 5,942	2,655 13,031 7,321 3,068	5,959 4,425 7,565 55,480 1,338,130
3,954 439 879 879 317	439	439	255	843 30,175 2.1
39,975 5,271 7,468 10,104 879 879 879 2,636	2,636 439 879 439 1,757 439 439	1,757 879 2,636 2,196 1,507	879 3,707 1,757 879	1,434 1,244 1,757 14,217 340,140 3
5,271 879 879 1,318	439	439 439 439	284	392 1,514 42,803
48,322 6,589 8,786 12,300 810 1,318 879 3,514	3,514 439 439 1,757 439 439 1,318	2,196 879 3,514 2,196 2,009	879 4,510 2,196 879	1,703 1,318 2,196 18,140 410,199
3,641 415 832 792	439	439 439 439	280	899 28,789 2.0
33,386 4,393 6,150 7,522 699 838 373 1,895	2,196 439 439 1,318 439 439 879	1,757 879 2,196 1,757 1,256	365 2,433 1,757 750	1,344 851 1,757 11,525 282,324 19.3
2,340 342 342 642	326	360	246	810 19,931 1.4
37,172 5,268 7,350 7,703 616 884 575 1,728	2,665 368 829 397 1,586 439 439	2,077 682 2,433 2,196 1,170	532 2,381 1,611 560	1,478 1,012 1,855 11,598 305,467
機械器具組売業 機械器具組売業 機械器具組売業 その他の卸売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 その他の小売業	銀行業 貸金業、クレジットカード 業等非預金信用機関 金融商品取引業、商品先物取引業 金融商品取引業、商品先物取引業 金融商品取引業、商品先物取引業 金融商品取引業、商品先物取引業 保険業 保険業	不動産取引業 物品賃貸業 専門サービス業 広告業 専門サービス業	宿泊業 飲食店 その他の生活関連サービス業 娯楽業	職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 機械等修理業 その他のサービス業
電気機器創売 輸送用機器創売 精密機器制売 他割売 スーパー 専門店(その他) 他小売	銀行 配券 投信・投资顧問 貸金・信販・カード 投資業等 他金額 生命保險 損害保險	不動産 リース コンサルティング 広告 統括会社	ホテル 飲食・外食 旅行 レジャー・娯楽	人材派遣・業務請負 建物管理・警備 機械等修理 他サービス
	金融業,保險業	不動産業、物品賃貸業 7動 リー コン 学術研究、専門・技術サービス業 広告 統括	宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業	サービス業 (他に分類されないもの) 合 計

4所) 筆者作成。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定 5:派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に出向する在籍出向で ある。

仮定 6:派遣従業員の賃金は、派遣先の企業や事業所が支払い、かつ国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

こうした計算を、全産業、全業種の 20 歳代~50 歳代の全男女について行い、それらを集計すると、韓国における日系企業の派遣従業員に係る公的年金保険料負担の総額が推計されるが、計算の際に注意すべきは、すでにⅢ節で述べたように、被保険者の標準報酬(賃金)には下限(月額 28 万ウォン(約 2 万 6,200 円))と上限(月額 434 万ウォン(約 40 万 6,700 円))があることだ。日系企業の派遣従業員の場合、賃金が下限を下回る者はいないが上限を上回る者は多数いる。前述したように、賃金が月額 434 万ウォンを超える者は、賃金が月額 434 万ウォンの者と同額の保険料を負担する。月額の賃金 434 万ウォンは年額 5,208 万ウォンであり、日本円に換算すると約 488 万 1,000 円になる。表 5 において、年間の賃金が 488 万 1,000 円を超えるケースのセルを網掛けにしている。

以上の点を考慮して、韓国の日系企業の公的年金保険料負担額を推計すると、約 14.6 億円となる(表 6 参照)。

おわりに

本稿の目的は、2016年において、韓国に進出している日系企業が、日・韓社会保障協定によって、どのくらいの社会保険料負担(公的年金保険料)を免れているかを推計することであった。韓国の場合、進出している日系企業数について、外務省データと東洋経済データに大きな開きがあったため、データ数が多く、個別企業名も把握できる東洋経済データを利用した。

そもそも派遣従業員一人一人の賃金がわからなければ公的年金保険料は計算できない。 もとよりそのような個別情報が得られるわけはなく、われわれはいくつかの大胆な仮定 (仮定 $1 \sim 6$) を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は極めて荒っぽ いものといわざるを得ない。しかしながら、韓国における日系企業の社会保険料負担の軽 減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計した韓国における社会保険料(公的年金保険料)軽減額(約14.6億円)をどう評価するかはむずかしい。注7)で言及した政府(厚生労働省)の試算によれば、日・韓国社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約6億円と推計さ

れている14)。われわれの推計値は政府推計値の2.4倍である。

筆者は同様の手法で、引き続き他の国(社会保障協定の締結国も非締結国も)についても年金保険料負担軽減額(社会保障協定締結国)または年金保険料負担額(社会保障協定 非締結国)を計測したいと思っている。

韓国における日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国々の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費(「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」 (課題番号 26380375)) による研究成果の一部である。

参考文献

- 植村真行(2019)「社会保障協定の意義と今後の課題―日・中社会保障協定の締結を踏まえて―」『立 法と調査』No.414, 111-123ページ。
- 小島克久 (2017)「韓国の社会保障 (第4回) 韓国の年金制度について」『社会保障研究』第1巻第4号、861-864ページ。
- 厚生労働省政策統括官(統計・情報制作担当)編(2017)『賃金センサス(平成28年賃金構造基本統計調査)』(全5巻)労働法令、2017年7月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016 (国別編)』第 6654 号,東洋経済新報社, 2016 年 4 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016 (会社別編)』第 6661 号,東洋経済新報社, 2016 年 5 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (国別編)』第 6721 号,東洋経済新報社, 2017 年 4 日
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (会社別編)』第 6727 号,東洋経済新報社, 2017 年 5 月。
- 藤森克彦(2016)「韓国の年金制度|『年金と経済』第35巻第1号(通巻第135号)84-87ページ。
- 御船洋(2010)「社会保障の国際的調整―社会保障協定の現状と課題―」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部、31-66ページ。
- 御船洋 (2018a) 「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証―ドイツの日系企業の場合」 『商学論纂』第59 券第3・4号、539-573 ページ。
- 御船洋(2018b)「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計―イタリアの日系企業の場合―|『企業研究』第33号,57-77ページ。
- 御船洋 (2019a) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―オランダの日系企業の場合―|『企業研究』第34号、1-23ページ。
- 御船洋 (2019b)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―ベルギーの日系企業の場合―」『商学論纂』第60巻第5・6号, 221-250ページ。
- 御船洋(2019c)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―ルクセンブルクの日系企業の場合―」『企業研究』第 35 号,1-20 ページ。
- 御船洋 (2019d) 「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計―アイルランドの日系企業の場合―」『商学論纂』第61巻第1・2号, 271-304ページ。

¹⁴⁾ 植村 (2019) を参照せよ。

- 御船洋 (2020a)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―ハンガリーの日系企業の場合―」『企業研究』第36号、1-20ページ。
- 御船洋 (2020b)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―スイスの日系企業の場合―」『商学論纂』第 61 巻第 5・6 号, 481-523 ページ。
- 御船洋 (2020c) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―チェコの日系企業の場合 ―」『企業研究』第 37 号、1-19 ページ。
- 御船洋(2020d)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―スペインの日系企業の場合―」『商学論纂』第62巻第3・4号、151-180ページ。
- 御船洋 (2021a) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―フランスの日系 企業の場合―」『経済研究』(成城大学) 第231号, 149-186ページ。
- 御船洋 (2021b)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―カナダの日系企業の場合―」『企業研究』第38号, 151-174ページ。
- 御船洋 (2021c) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―ブラジルの日系 企業の場合―」『商学論纂』第62巻第5・6号,497-526ページ。
- 御船洋(2021d)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―インドの日系企業の場合―」『企業研究』第39号、249-272ページ。
- 御船洋(2021e)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計―イギリスの日系企業の場合―」『商学論纂』第63巻第3・4号, 157-189ページ。

参考資料 (URL)

- 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成 29 年要約版)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22 000043.html)(2021 年 9 月 20 日最終閲覧)
- 厚生労働省「2016 年海外情勢報告」(https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/)(2021 年 9 月 20 日最終閲覧)
- (社) 日本経済団体連合会・(社) 日本在外企業協会・(社) 日本貿易会 (2006) 「諸外国における社会 保険料の二重払い規模試算(アンケートより)」(https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryo.pdf) (2021年9月20日最終閲覧)
- 日本年金機構「社会保障協定」(http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html) (2021 年 9 月 20 日最終閲覧)
- Social Security Administration (2016) Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific, 2016. (https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2016-2017/asia/index.html) (2021年9月20日最終閲覧)